

入 札 公 告

条件付一般競争入札を下記のとおり行うので、養父市財務規則（平成 16 年養父市規則第 48 号）第 73 条の規定により公告する。

令和 8 年 10 月 1 日

養父市長 大 林 賢 一

記

1 入札に付する事項

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 工事番号 | 養関抛 8 (工) 第 1 号 |
| (2) 工 事 名 | 関宮コミュニティスポーツセンター体育館解体撤去工事 |
| (3) 工事場所 | 養父市関宮地内 |
| (4) 工事概要 | 直接仮設工事 一式
体育館棟解体工事 一式
付属棟解体工事 一式
外構工事 一式 |
| (5) 工 期 | 令和 9 年 3 月 19 日限り |
| (6) 週休 2 日制について | 適用あり／補正なし |
| (7) 最低制限価格 | 有 |
| (8) 入札方式 | 条件付一般競争入札（事後審査型）（電子入札） |
| (9) 現場説明会 | 無 |
| (10) 予定価格の事前公表 | 無 |
| (11) 電子契約について | 電子契約の対象工事 |

2 応募形態

単独企業による。

3 入札参加資格

本工事の入札に参加する資格を有する者は、令和 8・9 年度養父市の建設工事契約に係る競争入札参加資格者で、資格確認資料提出時において次に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく入札参加の資格制限に該当しないこと。

イ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による「**建築工事業**」の許可を有すること。

ただし、下請契約の請負代金の合計が 5,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）を超える場合は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条の規定による

「**建築工事業**」に係る特定建設業の許可を有すること。

ウ 養父市の入札参加資格で、「**建築一式工事**」の工種を希望していること。

エ 建設業法に規定する経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の有効期間が、本契約締結予定日（**令和 8 年 10 月**）までであること。

オ **養父市内に本店**を有する者であること。

カ 建設業法に規定する経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の「**建築一式工事**」に係る総合評定値が **510 点以上**の者であること。

キ 養父市の指名停止基準に基づく指名停止を入札参加申込期限日及び入札日に受けていないこと。

ク 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。

ケ 当該工事の設計業務等の受託者が示されている場合は、当該受託者でなく、以下にも該当しないこと。

(ア) 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者

(イ) 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

コ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する 2 者の場合

a 親会社と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する 2 者の場合

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係が認められる場合

サ 入札参加申込期限日において、直前決算に係る法人税及び消費税（地方消費税を含む。）並びに本市に係る市税を滞納していないこと。

シ 電子署名及び認証業務に係る法律（平成 12 年法律第 102 号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行し、かつ養父市の入札参加資格者名簿に登録された代表者又は受注者の名義で取得した I C カードを養父市の電子入札システムに登録していること。

(2) 配置予定技術者の要件

ア 建設業法第26条の規定による「**建築工事業**」の主任技術者又は監理技術者資格者証を有する監理技術者を本工事に配置できること。

ただし、請負金額が、4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）を超える場合は、専任で配置できること。

なお、監理技術者の配置を求める場合における監理技術者講習修了証については、監理技術者資格者証の交付を平成16年2月29日までに受けている場合は不要とし、監理技術者講習を平成16年2月29日までに受けていたが、監理技術者資格者証の交付を平成16年3月1日以降に受けている場合には、改正前の建設業法の規定による指定講習受講修了証をもって代える。

イ 下請契約の請負代金の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）を超える場合は、監理技術者を配置すること。

ウ 技術者は常勤の自社社員であり、かつ資格確認資料提出時において引き続き3箇月以上の雇用関係を有するもので、請負金額が建設業法施行令第27条に定める金額以上である場合は、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

エ 落札者は、契約期間中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に配置すること。なお、配置予定技術者の変更は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き認めない。

4 入札手続等（スケジュール）

手続等	期間・期日	場所・方法
(1) 建設工事請負契約書等の閲覧	令和 8 年 10 月 1 日（木）から 令和 8 年 10 月 19 日（月）まで （養父市の休日を定める条例（平成16年養父市条例第2号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。	養父市八鹿町八鹿 1675 番地 養父市経営企画部経営総務課 電話番号 079-662-3161
(2) 提出資料の様式等の交付	令和 8 年 10 月 1 日（木）から 令和 8 年 10 月 19 日（月）まで	兵庫県電子入札共同運営システム、アドレスは、 https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj
(3) 入札参加受付	令和 8 年 10 月 1 日（木）から 令和 8 年 10 月 8 日（木）まで （休日を除く。）の毎日午前9時から午後8時まで。 ただし、最終日は午後4時まで。	電子入札システムへの入力による。 条件付一般競争入札（事後審査型）参加申込書（様式3号の2）を添付のこと。 （注）紙入札を希望する場合は、参加受付日は電子入札と同じとし、受付時間は、午前9時から午後4時までとす

		る。【別紙の紙入札承認願と参加申込書（様式3号の2）を経営総務課へ持参のこと。】
(4) 設計図書の交付	令和 8 年 10 月 1 日（木）から 令和 8 年 10 月 19 日（月）まで	兵庫県電子入札共同運営システム、アドレスは、 https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj
(5) 質疑書の受付	令和 8 年 10 月 8 日（木）の 午後 4 時 まで ア すべて書面（任意様式）をもって行う。 イ 書面は持参又はファックスで受け付ける。	提出先 養父市関宮 637 市民生活部関宮小さな拠点推進室 電話番号 079-667-2331 FAX 番号 079-667-3213
(6) 回答書の閲覧	令和 8 年 10 月 14 日（水）から 令和 8 年 10 月 19 日（月）まで 兵庫県電子入札共同 運営システムにて閲覧できます。	兵庫県電子入札共同運営システム、アドレスは、 https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj
(7) 入札書提出受付	令和 8 年 10 月 16 日（金）の 午前 9 時から午後 8 時まで、及び 令和 8 年 10 月 19 日（月）の 午前 9 時から 午後 4 時 まで の 2 日間。	電子入札システムへの入力による。 ※養父市様式の『工事積算内訳書』を添付のこと。 (注) 紙入札を希望した場合は、 入札書提出日は電子入札と同じとし、入札時間は、午前 9 時から 午後 4 時 までとする。【入札書及び工事積算内訳書を封筒に封入し、工事番号、工事名、会社名等必要事項を記入の上、経営総務課へ持参のこと。】
(8) 開札	日時：令和 8 年 10 月 20 日（火） 午前 9 時 30 分（開札の状況により遅れる場合があります。） 場所：養父市役所 2 階 第 2 会議室	開札状況は電子入札システムにおいて示す。

	通知：開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行する。 ① 落札候補者がある場合「保留通知書」 ② 再度入札を行う場合「再入札通知書」 ③ 入札を打ち切る場合「取止め通知書」 ④ 審査が必要な場合「保留通知書」	
--	--	--

5 入札参加申込書等の交付方法

交付する書類

申込みのとき

- (1) 条件付一般競争入札（事後審査型）参加申込書（様式3号の2）

入札のとき

- (2) 工事積算内訳書（以下『内訳書』という。）

落札候補者になったとき

- (3) 条件付一般競争入札（事後審査型）参加資格確認申請書（様式5号の2）
- (4) 配置予定技術者の資格（様式6号の2）
- (5) 建設業の許可及び経営事項審査結果並びに設計業務受託者関係（様式7号）
- (6) **電子契約使用申出書（電子契約を希望する場合のみ）**

兵庫県電子入札共同運営システムからダウンロードしてください。

・アドレス（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>）

- (1) 「お知らせ情報」をクリック
- (2) 検索画面の「調達機関」は「養父市」を選択してください。
- (3) 検索画面の「お知らせ区分」は「お知らせ情報(案件以外)」を選択してください。
- (4) お知らせ情報検索の「検索」をクリック

6 入札参加の手続き

- (1) 本工事の入札参加を希望する者は、入札公告に示す期間内に、電子入札システムを使用して入札参加申込書を送信すること。

なお、入札参加申込みを有効に行うためには、入札参加申込書の情報が、提出期間中に契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

- (2) 入札参加の申込みに使用するＩＣカードは、電子署名及び認証業務に関する法律に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ養

父市の入札参加資格者名簿に登録された代表者又は受任者の名義で取得して、その I C カード情報を電子入札システムに登録したものとする。

(3) (1) の入札参加申込書を送信し、電子入札システムにおいて自動発行される参加申込書受付票を確認した者は、入札に参加することができる。

(4) 入札公告に示す入札参加申込期限日以降は、原則として申込書の差替え及び再提出は認めない。

7 仕様書、設計書及び図面の交付

仕様書、設計書及び図面（パスワード入力が必要です。）は、兵庫県電子入札共同運営システム（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>）の画面を開き、

(1) 「お知らせ情報」をクリック

(2) 検索画面の「調達機関」は「養父市」を選択してください。

(3) 検索画面の「お知らせ区分」は「工事」を選択してください。

(4) お知らせ情報検索の「検索」をクリック

8 内訳書の提出（入札のとき）

(1) 令和 8 年 1 月 1 日以降の公告については、第 1 回の入札に際し、兵庫県電子入札共同運営システム 養父市ページ で交付する**新しい養父市様式の『内訳書』を提出すること**。なお、入札金額と積算金額は同額とすること。

(2) 次のいずれかの場合は、入札を無効とする。

ア 積算内訳書の全部又は一部が未提出の場合

イ 積算内訳書に押印が無い場合（電子入札の場合は不要とする。）

ウ 積算内訳書が白紙又は記載すべき内容に漏れや不備がある場合

エ 積算内訳書の工事価格計と入札書記載金額が異なる場合

オ 他の工事の積算内訳書が提出された場合

カ その他内訳書に著しい不備がある場合

9 入札保証金

免 除

10 入札に関する条件

入札に参加する者は、「養父市建設工事入札の手引き」及び次の事項を遵守すること。また、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、市民の信頼を失うことのないよう努めること。

(1) 入札参加者は、入札公告、設計図書（図面、金抜き設計書、仕様書等をいう。）、現場及び入札に関する条件等について十分理解したうえで入札に参加してください。また、これらにつき疑義のあるときは、担当職員の説明（質疑書の受付による。）を求めることができます。なお、入札後は、これらの不知又は不明を理由として異議を申し立てることができません。

(2) 入札金額その他入力が必要な事項についての情報並びに入札者の電子署名及び当

該電子署名に係る電子証明書が、契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに所定の入札期間内に記録されること。

- (3) 入札保証金を納付する必要がある場合は、所定の額の入札保証金が納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。
- (4) 入札参加者の連合の疑い、不正不穩の行動をなす等により、入札を公正に執行できないと認めるとき、また、天災地変等やむを得ない事由が生じた時は、入札の執行を中止することがある。
- (5) 契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに記録されるべきものが分明であること。
- (6) 入札金額は、特に指定したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。なお、入札書の記載にあつては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 入札に使用したICカードが、入札参加資格者名簿に登録された代表者又は受任者が取得したものであり、かつ、やむを得ない事由があると契約担当者が認めた場合を除き、入札参加の申込みに使用した名義人のものであること。
- (8) 第1回目の入札金額に対応した工事積算内訳書（必要な項目すべてについて入力されていること。）に係るファイルを入札書に添付して送信し、その情報が契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに所定の入札期間内に記録されていること。
- (9) 入札の執行回数は2回を限度とし、初度の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。
- (10) 再度の入札に参加できるものは、次のいずれかの条件を具備したものであること。
 - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者（最低制限価格が設けられたときは、初度の入札において、当該価格に達しない価格で入札したものを除く。）
 - イ 初度の入札において、上記（3）から（8）までの条件に違反し無効となった入札者のうち、（3）、（4）及び（8）に違反し無効となったもの以外の者。

11 無効となる入札

以下のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (2) ICカードを不正に使用した入札
- (3) 入札参加申込書に虚偽の記載をした者のした入札

12 入札に際しての注意事項

- (1) 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも市民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (2) 不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約担当者が認めるときは、入札を取り消すことがあり、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の

執行を中止することがある。なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

- (3) 入札金額及び電子くじに係る番号の表示は、アラビア数字を用いること。
- (4) 内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、その内容が入札金額、契約金額等を拘束するものではない。ただし、提出された内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めることがある。
- (5) 入札書は、入札に付する事項ごとに必要な事項を入力するとともに、必要なファイルを添付して送信すること。
- (6) 入札書の送信には、使用する電子計算機の性能、電気通信回線への接続状況等の良否により所要時間に差が生じるので、時間的な余裕をもって送信作業を行うとともに、入札書の送信後に必ず入札書受信確認通知書を印刷して保管すること。
- (7) 開札手続きを始めるに当たって、即時に対応しなければならない場合があるので、開札日時から開札に関する一連の手続きが完了するまでの間、入札者が電子入札に使用する電子計算機の近辺で待機し、随時、手続きの進行状況を確認すること。
- (8) 入札に使用することを予定している入札参加資格者名簿に登録された代表者若しくは受任者が取得したＩＣカード又は入札参加の申込みに使用した名義人のＩＣカードが失効、閉塞又は破損した場合には、入札に参加できないので、なるべく予備の同一名義人のＩＣカードを準備しておくこと。
- (9) 入札書を送信し、契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに入札書の情報が記録された後においては、入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできない。
- (10) 入札を希望しない場合には、入札辞退届を送信して入札を辞退することができる。
なお、入札書受付締切日時までに入札書の送信がなく、辞退届の送信もない場合には、入札書受付締切日時を経過した時をもって辞退届の送信があったものとする。

13 落札候補者の決定方法及び入札参加資格確認資料

- (1) 養父市財務規則第 75 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから、落札候補者を決定する。
- (2) 開札後、入札執行者から下記の入札資格確認資料の提出を求められた入札参加者は、提出を指示された日の翌日から起算して 2 日以内（閉庁日を除く。）に、養父市経営企画部経営総務課まで各 1 部提出すること。

なお、入札資格確認資料の提出は、経営総務課にメールで電子ファイルを提出するか、紙媒体の場合は持参すること。また、様式等は、交付期間内に取得しておくこと。

○提出用メールアドレス：keiyaku@city.yabu.lg.jp

- ア 条件付一般競争（事後審査型）入札参加資格確認申請書 （様式 5 号の 2）
- イ 配置予定技術者の資格 （様式 6 号の 2）
- ウ 建設業の許可及び経営事項審査結果並びに設計業務受託者関係 （様式 7 号）
- エ 電子契約使用申出書（※電子契約を希望する者のみ）
※申出書は必ずメールで提出すること。

オ 提出資料等

(ア) 配置予定技術者の資格

- a 入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を記載し、資格証明書・講習修了証等の写し
- b 3箇月以上の雇用関係が確認できる書類の写し

※マイナンバー法等の一部改正法（令和5年法律第48号）により健康保険証廃止がされた事に伴い、雇用関係の確認書類については下記のとおりとする。

- ・資格確認書
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
- ・住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書
- ・監理技術者資格者証（会社名が記載されているもの）
- ・帰属会社の雇用保険書の写し
- ・上記で確認できない場合は上記に準ずる書類（経営総務課に要確認）

- c 入札参加要件として、当該技術者に同種又は類似の工事経験を求めている場合には、過去15年以内に工事が完成し、その引渡しが完了しているものに限り記載するとともに、同工事に係る契約書等の写し等、同種又は類似工事であることが確認できる書類を添付すること。

(イ) 建設業の許可及び経営事項審査結果並びに設計業務受託者関係

- a 建設業の許可
許可に係る通知書の写し
- b 経営事項審査結果
建設業法第27条の29の規定による総合評定値通知書の写し
- c 設計業務受託者関係
本工事に係る設計業務の受託者と関係がある場合は、関係が確認できる登記簿謄本等の写し

オ 資料を提出したが、入札参加資格がないと認められた者は、別に定める期限までに、契約担当者に対して、その理由について書面（様式は任意）を持参（郵送又電送によるものは受付しない。）し、説明を求めることができる。

カ 入札参加資格確認資料の提出を求められた者が資料を（2）の提出期間内に提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、その者のした入札は入札参加資格のない者のした入札とみなし、無効とする。

（3）令和7年5月1日以降の入札公告から「電子契約サービス」を導入するため、電子契約を希望する場合は、事後審査資料に併せて電子契約使用申出書を提出すること。なお、本申出書は、必ずメールで提出すること。

提出先：経営企画部経営総務課

提出先メールアドレス：keiyaku@city.yabu.lg.jp

電子契約の説明及び様式の場合

https://www.city.yabu.hyogo.jp/soshiki/kikakusomu/somuzaisei/1_4/12548.html

14 落札者の決定方法

落札候補者のうち、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。

ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な秩序を乱すおそれがある著しく不適当であるとみとめられるときは、その者を落札者としなないことがある。

- (1) 落札者の決定については、予定価格と最低制限価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合には、くじ引きで落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

15 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、契約担当者等に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

16 契約書の締結

- (1) **電子契約の場合**：契約の締結は、落札者と養父市の双方が合意した日が契約締結日となる。契約締結の日は落札決定の日から**7日以内**に行う必要があるため、落札者は、落札決定の日から**5日以内**（閉庁日を含む。）に契約書に署名すること。ただし、5日目が閉庁日の場合は、その翌日の開庁日とする。

落札者が合意の上、提出した必要書類を確認し、提出書類に問題なければ、養父市側が合意することで、契約締結となる。なお、7日以内に締結できない場合は、紙契約に移行する場合がある。

- (2) **紙契約の場合**：落札者は、落札決定の日から**7日以内**（閉庁日を含む）に契約書を提出すること。ただし、7日目が閉庁日の場合は、その翌日の開庁日とする。
- (3) **予定価格が1億5千万円以上の工事請負契約にあっては**、養父市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年条例第57号）の規定により、市議会の議決案件となるため、落札決定後、市が作成した建設工事請負契約書により仮契約を締結する。この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定による議会の議決があったとき、地方自治法第234条第5項に規定する本契約書となる。なお、本契約成立日及び工期については、別途通知書により通知する。
- (4) 契約書には養父市暴力団排除条例（平成25年養父市条例第18号）を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じる旨の特約を付加します。
また、同趣旨の誓約書の提出を求めます。

17 建設リサイクル書類の単独様式化について

建設工事にかかる建設リサイクル書類は、契約書の一部としていたが、令和 7 年 4 月以降に公告する契約から、別様式とする。このため、法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面の提出が必要な場合は、養父市ホームページから様式をダウンロードし、必要箇所を記載の上、提出すること。

18 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上とする。

19 支払条件

前 金 払	有		
中間前金払と 部分払の選択 該当工事の別	有	中間前金払を選択 した場合	中間前金払 有 部分払 0 回
		中間前金払を選択 しなかった場合	部分払 3 回

(1) 前金払

保証事業会社と前金払に関し保証契約をした者に対しては、契約金額の 10 分の 4 以内の前金払を行う。なお、工期が 2 箇年度以上にわたる契約については、各年度ごとに当該年度の出来高予定額の 10 分の 4 以内の前金払を行う。

また、請負金額が 250 万円以上の場合のみ、対象となる。

(2) 部分払

上記に示す回数以内の部分払を請求することができる。なお、養父市の都合により契約工期を変更した場合は、変更後の工期に応じて部分払の回数を変更することがある。

20 その他

- (1) 契約を締結した者は、当該工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後 1 箇月以内に証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金収納書を契約担当者に提出すること。
- (2) 下請業者の選定及び建設資材等の購入は、可能な限り市内業者を活用すること。
- (3) 下請代金や支払条件の決定に当たっては、建設業法その他関係法令を遵守し、下請人等にしわ寄せが生じないようにすること。
- (4) 申込書等の作成に要する費用は、申請者の負担とする。
- (5) 提出された資料等は返還しない。
- (6) 申込期限日以降は、原則として申込書又は資料の差し替え及び再提出はできない。

- (7) 申込書等に虚偽の記載をした者は、養父市の指名停止基準により指名停止となり、その者のした入札は無効とする。
- (8) 入札をした者は、入札後この公告、設計書等について、その不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (9) 提出された書類等は、市において無断で使用することはできないものとする。